

第66回中学生人権作文コンテスト実施要領

主 催 大 阪 法 務 局
大阪府人権擁護委員連合会
後 援 大阪府教育委員会
大阪市教育委員会
堺市教育委員会
NHK大阪放送局
産 経 新 聞 社
関 西 テ レ ビ 放 送
大阪私立中学校高等学校連合会
ガ ン バ 大 阪
セ レ ッ ソ 大 阪

1 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身につけること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的として実施します。

2 応募規定

(1) 対象

大阪府内の中学校に在学する生徒（外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒を含む。）及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 応募条件

ア 1人1編とし、**未発表**のものに限ります。

イ 学校名、学年、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とします。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を付するものとします。

なお、**5枚を超えた場合には、審査の対象となりません**ので注意してください。

ウ 応募作品には、学校名、学年、氏名、題名を明記してください。

(4) 応募方法

ア 学校ごとに作品を取りまとめ、「第66回中学生人権作文コンテスト応募票（別添）」をすべて記入の上、**作品原本（コピー不可）**とともに送付してください。

なお、「応募票」はインターネット（http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/category_00009.html）からもダウンロードすることができます。

イ アにおいて、取りまとめる際に各中学校にて予備審査を行い、送付作品の選抜を行うことができます。

ウ 学校所在地により、応募作品の送付先が異なりますので、以下の一覧を確認し、送付してください。

<送付先一覧>

学校所在地	応募作品送付先
①大阪市，守口市，枚方市，寝屋川市，門真市，大東市，四條畷市，交野市，豊中市，池田市，箕面市，豊能町，能勢町に所在する中学校等	〒540-8544 大阪府中央区谷町二丁目1番17号 (大阪第2法務合同庁舎) 大阪法務局人権擁護部第三課 ☎06(6942)9492
②吹田市，高槻市，茨木市，摂津市，島本町に所在する中学校等	〒567-0822 茨木市中村町1番35号 大阪法務局北大阪支局 ☎072(638)9433
③東大阪市，八尾市，柏原市に所在する中学校等	〒577-8555 東大阪市高井田元町二丁目8番10号 大阪法務局東大阪支局 ☎06(6782)5413
④堺市，松原市，高石市，大阪狭山市に所在する中学校等	〒590-8560 堺市堺区南瓦町2番29号 大阪法務局堺支局 ☎072(221)2756
⑤富田林市，河内長野市，羽曳野市，藤井寺市，太子町，河南町，千早赤阪村に所在する中学校等	〒584-0036 富田林市甲田一丁目7番2号 大阪法務局富田林支局 ☎0721(23)2432
⑥岸和田市，泉佐野市，泉大津市，貝塚市，和泉市，泉南市，阪南市，忠岡町，田尻町，熊取町，岬町に所在する中学校等	〒596-0047 岸和田市上野町東24番10号 大阪法務局岸和田支局 ☎072(438)6501

(5) 締切り 平成30年9月10日(月) 必着

3 入賞発表

入賞者には平成30年11月中に所属校を経て通知する予定です。

また、表彰式は同年12月9日(日)に行い、次の各賞を授与する予定です。

最優秀賞(予定)

大阪法務局長賞	1編
大阪府人権擁護委員連合会長賞	1編
NHK大阪放送局長賞	1編
産経新聞社賞	1編
関西テレビ放送賞	1編
大阪私立中学校高等学校連合会長賞	1編
優秀賞	10編以内
奨励賞	若干編

4 第38回全国中学生人権作文コンテスト（中央大会）への推薦

- (1) 受賞作品の中から若干編を大阪府大会の代表作品として、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催する「第38回全国中学生人権作文コンテスト」に推薦します。
- (2) 中央大会の入賞発表
平成30年11月28日（水）に内閣総理大臣賞をはじめとする入賞者を発表し、同年12月4日（火）に表彰される予定です。
- (3) 中央大会推薦作品の生徒が在学する中学校に対しては、中央大会の主催者から感謝状が贈呈されます。

5 受賞作品の公表

- (1) 本コンテスト受賞作品については、応募者の氏名、学校名、作品の題名及びその内容を、以下のとおり一般に公表することとしています。なお、受賞作品の公表に当たっては、作品の主旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。また、その他の応募作品についても公表することがあります。
 - ①入賞作文集「永久の権利」の発行（府下の中学校、教育委員会等に配布）
 - ②大阪法務局及び大阪人権啓発活動ネットワーク協議会の各ホームページ上での公表
 - ③新聞紙面等への掲載（予定）
 - ④大阪府人権擁護委員連合会発行の機関誌「じんけん大阪」への掲載
- (2) 中央大会への推薦作品については、法務省ホームページ等でも同様に一般に公表されます。

6 その他

- (1) 応募作品は返却しません。
- (2) **他のコンテスト等と重複して応募することはできません。重複応募が判明した場合、その作品については応募がなかったものとみなします。作品のコピーを提出された場合も同様です。**
- (3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属します。**また、主催者に断りなく応募作品の転載・発表することはできません。**
- (4) 学校で作品をとりまとめる際に、**明らかな誤字・脱字等があっても修正は不要です。本人以外の第三者による修正と思われる箇所があったときは、修正前の記述内容により審査を行います。**
- (5) その他、当コンテストに関して不明な点等ありましたら、大阪法務局人権擁護部第三課（☎06-6942-9492）までお問合せ願います。

『人権作文』を書いてみよう!

「『人権』について作文を書く」といっても、難しく感じてなかなか取り組みにくいところもあると思います。

少しでも多くの中学生の方に応募してもらいたくて、「中学生人権作文コンテスト」についてまとめました。参考にしてくださいね。

Q1) 「人権作文」ってどんなことを書いたらいいの?

昨年度は、子どもの人権に関すること(友達関係やいじめなど)、戦争や平和に関すること(テロ事件や紛争など)、高齢者や障害のある人のことについて書いたものが多かったですが、女性の人権に関すること(差別やハラスメントなど)、外国人の人権に関すること(人種や国籍、文化の違い)など、「人権」に関するテーマはほかにもたくさんあります。

日常生活の中であなた自身が実際に体験したこと、身の周りで起きたことなどから、「これって人権の問題かな?」と思う場面がきっとあるはずです。そのことについて考えたこと・感じたこと、そして「人権」が私たちにとっていかに大切なもの、必要なものであるかをあなた自身の言葉で表現すると、読み手にもその思いは伝わりやすくなります。

Q2) 原稿用紙何枚くらい書けばいいの?

実施要領で「400字詰め原稿用紙5枚以内」と決められています。

もしも、5枚を超えてしまうと審査の対象外となってしまうので、気を付けてください。作文を書くときは、はっきりとした字で書きましょう。

Q3) 過去の受賞作品は見られないの?

過去3年分は大阪法務局のホームページ(http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/category_00009.html)で公開しています。

また、入賞作文集を毎年作成し、府内各中学校に配布しています。

Q4) 賞に選ばれたらどうなるの?

あなたの氏名や作品の内容が新聞やインターネット(大阪法務局のホームページ等)、入賞作文集「永久の権利」に掲載されます。また、12月に実施する表彰式において、賞状と副賞(プレゼント)が授与されます。

最優秀賞のうち、特に優秀な作品は「全国中学生人権作文コンテスト(中央大会)」に推薦されます。中央大会で優秀な成績を収めた場合、今後の人権啓発教材(DVDや冊子等)の題材になることもあります。



学校を通じて応募してね!

みんなの応募まってるよ!



第66回中学生人権作文コンテスト応募票

ふ り が な
(学 校 名)

(学 校 所 在 地)

ふ り が な
(担 当 者 職 ・ 氏 名)

(連 絡 先) TEL:

FAX:

応募総数 (当コンテストに取り組んだ人数)	(A) <input type="text"/> 人	作品送付数 (実際に送付する作品数)	<input type="text"/> 編
--------------------------	----------------------------	-----------------------	------------------------

▽応募作品内容別内訳調べ (必ず御記入ください)

	作 品 の 内 容	作 品 数
1	女性問題をテーマとした作品 (うち、男女共同参画に関する問題をテーマとした作品)	()
2	子どもに関する問題をテーマとした作品 (うち、いじめをテーマとした作品) (うち、児童虐待問題をテーマとした作品)	() ()
3	高齢者問題をテーマとした作品	
4	障害のある人に関する問題をテーマとした作品 (うち、パラリンピック競技大会を取り上げた作品)	()
5	同和問題(部落差別)をテーマとした作品	
6	アイヌの人々に関する問題をテーマとした作品	
7	外国人の人権問題をテーマとした作品 (うち、オリンピック競技大会を取り上げた作品)	()
8	HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題をテーマとした作品	
9	犯罪被害者等に関する問題をテーマとした作品	
10	性的指向・性自認に関する問題をテーマとした作品	
11	差別問題一般をテーマとした作品	
12	戦争や平和をテーマとした作品	
13	環境問題をテーマとした作品	
14	プライバシー問題をテーマとした作品	
15	東日本大震災に起因する人権問題をテーマとした作品	
16	その他オリンピック・パラリンピック競技大会をテーマとした作品	
17	その他人権の尊重をテーマとした作品	
合計	※上の応募総数(太枠欄)と数値が合致するように、記入してください。	(A) <input type="text"/>

(注) 1 複数のテーマを内容としたものについては、主たるテーマについて計上願います。

2 応募総数(当コンテストに取り組んだ総数)について集計願います。

受付月日	/
受付番号	No.

(注意事項)

- 1 各作品には学校名，学年，氏名及び題名を明記してください。
- 2 「**応募総数**」は，このコンテストに取り組んだ総数（人数）を記入してください。各中学校において予備審査を行う場合は，選抜する前の総数（人数）となります。
- 3 「**作品送付数**」は，応募総数の内数で，実際に法務局へ送付される作品数を記入してください。
- 4 「**応募作品内容別内訳調べ**」は，各作品の主たるテーマについて，各項目に当てはまる作品数を計上し，記入してください。
※合計数が「**応募総数**」と合致することを御確認ください。
- 5 応募票は各学校ごとに作成してください。
- 6 受賞作品については，一般に公表することとしています（入賞作文集及びホームページ等への掲載，報道機関による報道等）。
また，その他の応募作品についても公表することがあります。